

FASB による発効日延期 の適用

No. US2019-20

December 19, 2019

(updated June 3, 2020)

目次:

新たな発効日に関する FASB のガイダンス	1
リース基準を適用する非営利の 公開企業	3
LIBOR 改革との関係	4
小規模報告企業 (SRC)	4
IPO 過程の企業	4
発効日に関する FAQ	5

要点

2020年6月3日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は、収益基準およびリース基準について、一部の非公開会社および非営利企業における発効日を1年延期するガイダンスを公表しました。また、2019年11月には、一部の企業について、信用損失、のれんの減損、長期保険契約、リース、およびヘッジの各基準の発効日が延期されています。本 In depth は、FASB の最新のガイダンスを盛り込むために2020年6月3日にアップデートされました。

また、本 In depth では、2019年11月に公表された、「2つのバケット」という、発効日に関する FASB の新しい考え方を解説するとともに、新規株式公開 (IPO) および他の状況への適用方法を取り上げています。

新たな発効日に関する FASB のガイダンス

2020年6月3日、FASB は、収益基準 (会計基準コード化体系 (ASC) 606) およびリース基準 (ASC 842) を適用した財務諸表を未だ公表していない企業について、ASC 606 および ASC 842 の発効日を繰り延べるガイダンス (ASU 2020-05) を公表しました。重要な点として、収益基準の発効日の延期は、2020年4月の公開草案の時点ではフランチャイザーのみが適用できることになっていましたが、適用の範囲が拡大され、すべての非公開会社が利用可能となりました。なお、早期適用は、引き続き認められています。また、両基準の発効日の延期は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響で適用に関する作業が遅延している非公開会社および非営利企業に対する救済措置の提供を目的としています。

FASB は、小規模企業や非公開会社では主要な基準を適用および導入する際の負担が重たくなることが多いという、利害関係者からのフィードバックに対応し、小規模企業および非公開会社に対して適用に関する救済措置を提供するため、2019年11月に、信用損失、のれんの減損、保険、ヘッジ、およびリースの各基準の発効日を延期していました。

発効日の延期によって影響を受ける基準には、以下が含まれます。

- 顧客との契約による収益 (ASC 606) – 2020年6月に延期を決定
- リース (ASC 842) – 2019年11月に延期決定、2020年6月に追加的な延期を決定
- デリバティブおよびヘッジ: ヘッジ活動の会計処理に対する的を絞った改善 (ASU 2017-12) – 2019年11月に延期を決定
- 信用損失: 金融商品に係る信用損失の測定 (ASC 326) – 2019年11月に延期決定
- 無形資産: のれんの減損テストの簡素化 (会計基準アップデート (ASU) 2017-04) – 2019年11月に延期を決定
- 保険: 長期契約の会計処理に対する的を絞った改善 (ASU 2018-12) – 2019年11月に延期を決定

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

2019年11月に公表されたガイダンス(ASU2019-09およびASU2019-10)は、信用損失、のれんの減損、長期保険契約の各基準について、(1)FASBの会計基準コード化体系の基本用語集(Master Glossary)で定義されるSECファイリング企業(ただし、SECが定義する小規模報告企業(SRC: small reporting companies) (SRC)を除く)と(2)その他の全ての企業との間で発効日を分けるため、「2つのバケット」という新しい考え方を導入しました。バケット2に分類される企業には、SRC、SECファイリング企業ではない公開事業会社(PBE: public business entities)、非営利組織、およびSECへの財務諸表の提出が義務付けられていない従業員給付制度が含まれます。最初にバケット1に分類される企業が新しい会計基準を適用し、少なくともその2年後にバケット2に分類される企業が適用します。双方とも早期適用は認められます。FASBは、この考え方をを用いて、将来の主要基準の発効日をどのように設定できるかを検討していますが、いずれは基準ごとに発効日を決定する予定です。

ヘッジおよびリースは、すでに全てのPBEおよびその他の企業の一部において発効日を迎えているため、FASBは、それらの企業(SRCを含む)については当初の発効日を維持しました。

表1は、各基準の発効日がどのように変更されたかを示しています。

図表1

	適用対象	新たな発効日	
		以下の日付より後に開始する事業年度	期中報告期間
収益 (アップデート有)	<ul style="list-style-type: none"> 公開事業会社 証券取引所において売買、上場されている、あるいは店頭市場において相場価格を有する有価証券を発行しているか、またはコンジット債の債務者である非営利企業 SECに財務諸表を提出または提供していない従業員給付制度 	2017年12月15日(変更なし)	同年
		2020年6月3日時点でASC606の適用を反映した財務諸表をまだ発行していない、または発行可能な状態になっていないその他すべての企業	翌年
リース (アップデート有)	<ul style="list-style-type: none"> 公開事業会社¹ 証券取引所において売買、上場されている、あるいは店頭市場において相場価格を有する有価証券を発行しているか、またはコンジット債の債務者である非営利企業(2020年6月3日時点でASC842の適用を反映した財務諸表をまだ発行していないまたは発行可能な状態になっていない企業を除く) SECに財務諸表を提出または提供していない従業員給付制度 	2018年12月15日(変更なし)	同年

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

	証券取引所において売買、上場されている、あるいは店頭市場において相場価格を有する有価証券を発行しているか、またはコンジット債の債務者である非営利企業で、2020年6月3日時点でASC842の適用を反映した財務諸表をまだ発行していない、または発行可能な状態になっていない企業	2019年12月15日	同年
	上記に含まれないその他のすべての企業	2021年12月15日	翌年
ヘッジ	公開事業会社	2018年12月15日(変更なし)	同年
	その他のすべての企業	2020年12月15日	翌年
信用損失 ²	SECファイリング企業である公開事業会社(小規模報告企業を除く)	2019年12月15日(変更なし)	同年
	その他のすべての企業	2022年12月15日	同年
のれんの減損	SECファイリング企業である公開事業会社(小規模報告企業を除く)	2019年12月15日(変更なし)	同年
	その他のすべての企業	2022年12月15日	同年
長期保険契約	SECファイリング企業である公開事業会社(小規模報告企業を除く)	2021年12月15日	同年
	その他のすべての企業	2023年12月15日	翌年

¹ 他の企業の提出書類に自社の財務諸表または財務情報を記載する要求事項または記載を行っていることのみを理由として、公開事業会社に該当している企業は、非公開会社のための発効日を適用することができます(ASU2017-13)。

² コロナウイルス支援、救済、および経済的安全保障法(CARES法)第4014条には、保険付預金受入機関、銀行持株会社およびその関連会社に対する信用損失基準の発効日に関する任意の(ただし一時的な)繰延べが含まれています。SEC登録企業は、法的判断として、CARES法の定める要件を満たす場合にのみ、この規定を適用する資格があります。救済措置が適用可能な期間は、2020年3月27日に開始し、(1)COVID-19に関連する国内緊急事態が終了する日または(2)2020年12月31日のいずれか早い方の日に終了します。詳細については、[In depth US2020-03「コロナウイルス支援、救済、および経済的安全保障法\(CARES法\)の会計処理」](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

リース基準を適用している非営利の公開企業

証券取引所において売買、上場されている、あるいは店頭市場において相場価格を有する有価証券を発行している非営利企業(非営利の公開企業または公開NFP)として典型的なのは、高等教育機関や医療機関などです。公開NFPは、多くの場合、SECおよび地方債規則制定委員会の管理下にある電子地方債市場情報アクセスシステム(EMMA: Electronic Municipal Market Access)に期中財務情報または期中財務諸表を掲載することを要求されます。こうした掲載の内容と時期は、公開NFPと引受業者の間で交渉されるため、組織によって異なります。EMMAに掲載される期中財務情報は、ASC270「期中財務報告」に従って作成されたUS GAAP準拠の期中財務諸表である可能性もありますが、四半期財務情報(要約損益計算書や貸借対照表など)のみである場合の方が多いようです。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

FASBは、2020年5月20日の会議において、公開NFPがEMMAにリース基準の適用を反映した中間財務情報のみを掲載している場合には、リース基準の発効日の延期(すなわち、2019年12月15日より後に開始する会計期間およびその会計期間内の期中期間)の適用対象となることを明らかにしました。公開NFPが、ASC270「期中財務報告」(要求されるすべての計算書類および注記を含む)に従って、リース基準の適用を反映したUS GAAP準拠の期中財務諸表を公表した場合には、発効日延期の適用対象とはなりません。

LIBOR改革との関係

ヘッジ基準の発効日延期を利用することを検討している非PBE企業は、ヘッジ会計についてASU2020-04「金利指標改革(Topic848)」で提供されている任意の便法の全てについて恩恵を受けることができない可能性があることを考慮しておかなければなりません。さらに詳しい情報については、PwCの会計および財務報告ガイド「[金利指標改革](#)」(英語のみ)をご参照ください。

小規模報告企業(SRC)

信用損失、のれんの減損、および長期保険契約について、企業がどのバケットに分類されるかは、2019年11月15日(FASBがこれらの基準(ASU2019-09およびASU2019-10)の延期を公表した日付)より前の直近のSRC決定での判定に基づきます。SRCに該当するかどうかは、通常、発行企業の直近に終了した第2四半期の最終営業日に決定されるため、12月決算企業の場合、直近の決定日は2019年6月28日となるでしょう。SECファイリング企業は、2019年11月15日より前の直近のSRC決定においてSRCに該当しないと判定された場合、バケット1に分類される企業の発効日に、信用損失、のれんの減損、保険の各基準を適用することが要求されるでしょう。ただし、当該企業が新興成長企業(EGC: emerging growth companies)の要件を満たし、非公開会社に対して認められる期日に新基準を適用することを選択した場合はこの限りではありません。

SRCに該当するSECファイリング企業をバケット2に分類する(したがって、当該企業は延期された発効日を利用できる)ことにより、EGCとSRCに対して認められる適用期間に現在存在している差異がなくなります。通常、SECへの提出書類を作成する企業(Form S-1を提出する非公開会社を含む)は、常に公開企業であったものと仮定して、全ての会計基準を適用しなければなりません。しかし、雇用創出法(通称JOBS法)の下でEGCに提供される救済措置の一部として、EGCは、非公開会社に対して認められる期日に新基準を適用することを選択できます。この選択は、全ての新しい会計基準に適用しなければなりません。FASBの新しい2つのバケットの枠組みでは、SRCをバケット2に分類することにより、SRCに対し、同様の適用上の救済措置が与えられます。

SRCに該当するかどうかに関するSECのガイダンスについては、「[A Small Entity Compliance Guide for Issuers](#)」(英語のみ)をご参照ください。

IPO過程の企業

新規株式公開(IPO)に備えてForm S-1を提出する非公開会社は、登録届出書が有効となる(その時点でバケット1に分類される)まで、「SECファイリング企業であるPBE」には該当しません(したがって、FASBによる発効日に関する新しい考え方においては、バケット2に分類されるでしょう)。しかし、「SECおよびPCAOBの最新動向に関する2019年AICPA全国会議」において、SECスタッフのひとり、Form S-1を提出時にSRCである企業が、登録届出書が有効となった後であってもバケット2の発効日を用いて基準を適用することに反対しないだろうと述べました。これには、公開提出された登録届出書および

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

SECスタッフによる非公開レビューを求めて秘密提出された登録届出書が含まれます。

非公開会社がForm S-1の提出時においてSRCではなく、またEGCの要件を満たさなかった場合、登録届出書が有効になった時点で、 PACKET1の発効日を用いて基準を適用することが要求されるでしょう。このため、IPOの過程にある企業がForm S-1においてPACKET1の発効日を用いて会計基準を適用することは一般的です。ただし、企業が、SRCまたはEGCの要件を満たす場合はこの限りではありません。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

発効日に関する FAQ

以下のQ&Aは、FASBによる新たな発効日に関するガイダンスの適用に対応したものです。

質問	回答
<p>1. 2019年11月15日より後にSRCとなった場合 12月決算のSECファイリング企業が、2019年6月28日 (ASUが公表された日付(2019年11月15日)より前の直近のSRC決定)時点においてはSRCではなかったものの、2019年11月15日より後にSRCとなった場合、当該企業は、信用損失、のれんの減損、長期保険契約の各基準の発効日を決定する際に、どのバケットに分類されるか。</p>	<p>バケット1に分類される。当該企業は、2019年6月28日 (ASUが公表された日付(2019年11月15日)より前の直近のSRC決定)時点においてはSRCではない。したがって、その後にSRCになったとしても、依然としてバケット1に分類される。</p>
<p>2. 2019年11月15日より後にSRCではなくなった場合 12月決算のSECファイリング企業が、第2四半期末(2019年6月28日)時点でSRCの要件を満たしていたものの、ASUが公表された2019年11月15日より後にSRCではなくなった場合、当該企業は、信用損失、のれんの減損、長期保険契約の各基準の発効日を決定する際に、どのバケットに分類されるか。</p>	<p>バケット2に分類される。FASBは、SRC決定は1回限りの評価であると指摘し、SECファイリング企業であるSRCが、2019年11月15日より後にSRCではなくなった場合に、より早い方の発効日で基準の適用を要求することに反対する決定を行った。</p>
<p>3. IPO前 12月決算の非公開会社が、IPOに備え2020年初めにForm S-1を提出し、登録届出書が有効となる2020年第2四半期に公開会社になる。この場合、当該企業はSRCでもEGCでもない。当該企業は、Form S-1において、信用損失基準およびのれんの減損基準を適用する必要があるか(これらの基準は、SECファイリング企業である12月決算のPBE(SRCを除く)については2020年1月に発効となる)。</p>	<p>適用する必要はない。IPOに備えてForm S-1を提出する非公開会社は(登録届出書が有効になった時点にはSECファイリング企業となるものの)SECファイリング企業ではないため、Form S-1において信用損失基準およびのれん減損基準を適用することは要求されない。したがって、当該企業はSECファイリング企業であるPBEでないため、2020年のForm S-1において、バケット1の期日での基準適用は要求されない。しかし、このような状況において、企業が、より早い方の発効日でForm S-1にこれらの基準を適用することは、よく行われる実務慣行である。</p>
<p>4. IPO後(2020年) 質問3と同じ状況を想定した場合、当該企業は、2020年のForm 10-Kおよび2020年第2四半期のForm 10-Qにおいて、信用損失基準およびのれんの減損基準を適用する必要があるか。</p>	<p>適用する必要がある。当該企業はSRCではないため、2020年1月1日(バケット1の期日)時点で、2020年のForm 10-Kおよび2020年第2四半期のForm 10-Qの両方において信用損失基準およびのれんの減損基準を適用する必要がある。2020年第2四半期が適用開始日であったとしても、当該企業は、2020年第2四半期Form 10-Qおよび2020年のForm 10-Kにおいて発効日を2020年1月1日まで遡る必要がある。</p>

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

質問	回答
<p>5. IPO後(2020年)-SRC企業の場合 質問3と同じ状況を想定するものの、当該非公開会社はForm S-1の提出時においてSRCであるとする。当該企業は、2020年のForm 10-Kおよび2020年第2四半期のForm 10-Qにおいて、信用損失基準およびのれんの減損基準を適用する必要があるか。</p>	<p>適用する必要はない。当該企業は、2023年1月までは信用損失基準およびのれんの減損基準を適用することは要求されない。ただし、早期適用は認められる。「SECおよびPCAOBの最新動向に関する2019年AICPA全国会議」において、SECスタッフのひとり、Form S-1の提出時にSRCである企業が、登録届出書が有効となった後であってもバケット2の発効日を用いて信用損失基準およびのれんの減損を適用することに反対しないと述べた。</p>
<p>6. S-X Rules 3-05、3-09、3-10 S-X Rules 3-05、3-09、または3-10(すなわち、取得された事業または取得予定の事業、買収、持分法投資、保証人)の要求事項により他の企業のSEC提出書類に財務諸表が含まれるという理由のみをもってPBEに該当する企業は、どのバケットに分類されるか。</p>	<p>バケット2に分類される。S-X Rules 3-05、3-09、および3-10により他の企業のSEC提出書類に財務諸表が含まれる企業は、そのことのみをもってSECファイリング企業とならず(SECファイリング企業としての要件を満たしていないことを前提とする)、したがって、バケット1に分類されないPBEである。</p>
<p>7. EGCではなくなった場合(2020年) 12月決算のEGCが、非公開会社についての移行ガイダンスに従うことを選択し、信用損失、のれんの減損、長期保険契約の各新基準をバケット2の発効日で適用する予定である。 2019年6月28日(ASU2019-09およびASU2019-10の公表(2019年11月15日)より前の直近のSRC決定)時点においてSRCでないことを前提とした場合、企業はこれらの基準をどの日付で適用することが要求されるか。</p>	<p>SEC財務報告マニュアル10230.1では、EGCが、EGCに認められている非公開会社の移行措置の延長がなかったならば基準を適用しなけりばならなかったであろう日付よりも後にEGCではなくなった場合、通常、EGCではなくなった後の次の提出書類で当該基準を適用しなけりばならないとされている。この場合、SEC登録企業はもはやEGCではなくバケット1に該当するため、2020年12月31日の年次提出書類において、2020年1月1日時点の信用損失およびのれんの減損の各新基準の適用を反映しなけりばならない。長期保険契約基準は、そのような企業に対し、バケット1の期日で2022年1月に適用されることになる。</p> <p>SEC登録企業は、2020年の年次財務諸表において信用損失基準およびのれんの減損基準を適用することに加え、2020年のForm 10-Kに表示される2020年の四半期財務情報にこれらの基準を反映させなければならない。S-K Rules 302(a)(2)で要求されるように、2020年のForm 10-Kに表示される2020年の四半期情報は、当該企業の2020年のForm 10-Qに表示される2020年の四半期情報と異なることを明確かつ透明性のある開示によって示さなければならない。さらに、2021年のForm 10-Qの一部として表示される2020年の四半期比較情報は、新基準の適用を反映するため修正する必要がある。</p>

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

質問	回答
<p>8. EGCでなくなった場合(2021年) 質問7と同じ状況を想定するものの、当該SEC登録企業は2021年12月31日付でEGCではなくなるとする。当該企業は、信用損失、のれんの減損、長期保険契約の各基準の適用をどの日付で反映させることが要求されるか。</p>	<p>当該SEC登録企業はもはやEGCではなくバケット1に該当するため、2021年12月31日の年次提出書類において、2021年1月1日時点の信用損失およびのれん減損の各新基準の適用を反映させなければならない。長期保険契約基準は、バケット1の期日である2022年1月に当該登録企業に適用される。2021年にEGCでなくなるSEC登録企業がForm 10-Kで2020年の比較財務諸表を修正再表示するのではなく、当該年度の期首(2021年1月1日)時点の信用損失基準およびのれんの減損基準を適用することにSECは反対しないというのがPwCの理解である。同様に、2023年にEGCでなくなるSEC登録企業がForm 10-Kで2022年の比較財務諸表を修正再表示するのではなく、当該年度の期首(2023年1月1日)時点の長期保険契約基準を適用することにSECは反対しないとPwCは理解している。</p> <p>2021年の年次財務諸表における信用損失基準およびのれんの減損基準の適用に加えて、SEC登録企業は、2021年のForm 10-Kに表示される2021年の四半期財務情報に当該基準を反映させなければならない。S-K Rules 302(a)(2)で要求されるように、2021年のForm 10-Kに表示される2021年の四半期情報は、当該企業の2021年のForm 10-Qに示される2021年の四半期情報と異なることを明確かつ透明性のある開示によって示さなければならない。さらに、2022年のForm 10-Qの一部として表示される2021年の四半期比較情報は、新基準の適用を反映するため修正される必要があるだろう。</p>

© 2020 PwC. All rights reserved.
 PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
 This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。